

12月21日 公述人(会場② 荒川下流河川事務所)

### 意見の概要

① 原案では 1947 年のカスリーン台風洪水の再来を想定し、河川整備計画の目標流量を岩淵地点で 11900 m<sup>3</sup>/秒とし、ダム等の洪水調節施設で 6200 m<sup>3</sup>/秒にしているが、この 11900 m<sup>3</sup>/秒は机上の計算値に過ぎず、過大な数字であり、目標流量を見直せば、洪水調節施設の増設は不要となる。

② 原案では第二、第三、第四洪水調節池を増設することになっているが、荒川中流部の広大な河川敷は多様な水生植物や両生類・魚類等の生息・生育の場となっており、洪水調節池の増設はそのかけがえのない豊かな自然を壊すものである。荒川の治水対策としての必要性がないから、第二、第三、第四洪水調節池の増設計画を河川整備から落とすべきである。

③ 原案では荒川下流部で延べ 52 k m の高規格堤防を整備することになっているが、高規格堤防の整備は超巨額の公費を要するため、その整備計画は実現性がゼロである。また、高規格堤防の整備は対象地区の住民の生活を根底から覆すものであるため、河川整備計画から落とすべきである。